

令和8年度応募前ジュニアワークフェアの開催に係る
バス代等の一部負担に関する要綱

令和8年5月1日
宮崎労働局職業安定部職業安定課

(趣旨)

第1条 宮崎労働局は、県立高等学校及び私立高等学校（私立専修学校（高等課程）を含む。以下「高等学校」という。）の生徒を対象とした宮崎労働局及び県が主催する「令和8年度応募前ジュニアワークフェア」への参加を支援するため、予算で定めるところにより、参加にかかるバス又はタクシー代（以下「バス代等」という。）の一部費用を負担するものとし、その費用の負担については、この要綱に定めるところによる。

(負担対象経費及び負担率)

第2条 第1条の負担の対象となる経費及びそれについての負担率は別表のとおり、バス又はタクシーの借りに係る経費のみを対象とする。

(バス会社等の選定・依頼)

第3条 応募前ジュニアワークフェアへの参加で利用するバス又はタクシー会社（以下「バス会社等」という。）の選定・依頼については、高等学校が行う。なお、10万円以上の場合には相見積もりが必要となるため留意すること。

また、別添2「令和8年度応募前ジュニアワークフェアへの参加に係る利用料金請求についてのお願い」をバス会社等に交付し、以下の3点について説明の上、了承を得ること。

- ① 利用料金の支払いは高等学校及び宮崎労働局から別々に行われること
- ② 請求書は高等学校あて及び宮崎労働局あての2通作成の上、高等学校及び宮崎労働局のそれぞれに提出する必要があること
- ③ 宮崎労働局からの支払は、バス会社等から宮崎労働局に対する請求書の送付から概ね20日程度の期間を要すること

その上で、高等学校が取得した全ての見積書を、宮崎労働局職業安定課雇用企画係へメールにて提出すること（別添1：「手順書」参照）。なお、見積書の金額は、労働局および県の負担額等を考慮する必要はなく、バス代等の全額を記載すること。また、見積書の取得後、別添3「労働局負担額算出表」に見積書を取得したバス会社等の名称及び見積金額を記載しておくこと。

(バス代等の請求)

第4条 バス会社等の決定後、高等学校からバス会社等に対し、宮崎労働局が負担する金

額を記載した請求書の作成方法について、別添2を交付の上説明し、応募前ジュニアワークフェア終了後、バス会社等から宮崎労働局職業安定課雇用企画係へ速やかに提出するよう案内すること。その際、請求書の宛名は「官署支出官 宮崎労働局長」とし、請求金額は別添4「支払依頼書」の金額とすること。請求書を受理後、宮崎労働局からバス会社等へ支払うこととする。なお、請求書の無いバス代等については、労働局は支払わないものとする。

(その他)

第5条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、宮崎労働局職業安定課雇用企画係へ問い合わせること。

別表

負担の対象となる経費	負担率
宮崎市、国富町、西都市、高鍋町、新富町、日南市、串間市に所在する高等学校から県央ブロック会場への移動に使用する、バス又はタクシー借りに係る経費。	会場への移動に使用する、バス又はタクシーの借りに係る経費のうち 2分の1以内 (1円未満切り捨て。上限6万5千円)。
都城市、三股町に所在する学校から都城ブロック会場への移動に使用する、バス又はタクシー借りに係る経費。	ただし、宮崎市、都城市、延岡市、小林市に所在する学校は、学校から会場まで自転車で30分以上かかる場合に限り、負担の対象とする。
延岡市、高千穂町、五ヶ瀬町、日向市、門川町に所在する学校から県北ブロック会場への移動に使用する、バス又はタクシー借りに係る経費。	また、会場が近隣でバス又はタクシーを必要としない学校においては、管内の会場に参加することを条件に、管外会場へのバス代の一部を負担するものとする。ただし、負担率は別表のとおりとし、参加する生徒は同一とは限らない。
小林市、えびの市に所在する学校から小林ブロック会場への移動に使用する、バス又はタクシー借りに係る経費。	

※バス又はタクシーでの移動に対する借りに係る経費のみが対象であり、高速道路代金等の有料料金や学校が所有しているバス等を使用した際の燃料代及び人件費等は含まない。

【連絡先】

宮崎労働局職業安定部 職業安定課雇用企画係

住所：宮崎県宮崎市橘通東3丁目1-2 2 宮崎合同庁舎5階

電話：0985-38-8823

メール：koyou-kikaku@mhlw.go.jp

担当：安藤・櫛間